

## 半島振興に係る租税特別措置について

下市町では平成27年6月5日に「下市町産業振興促進計画」を策定し、地区指定を受けました。

平成25年度税制改正が大きく見直され、指定を受けた地区で個人又は法人が設備投資を行い、一定の条件を満たした場合、5年間の所得税法人税の減価償却の割増償却が適用されます。

○次の要件に該当し、割増償却を希望する方は**税務申告前**にご相談ください。

### 〈運用の条件〉

対象業種	資本金	対 象	減価償却資産の 取得価格 *一つの設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額	割増償却の 償却限度額
製造業	1000万円以下	機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る取得額	500万円以上	機械・装置： 普通償却限度額の 32%
	1000万円超 5000万円以下		1000万円以上	
旅館業	5000万円超	機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る 新增設による取得額	2000万円以上	
農林水産物 等販売業	5000万円以下	機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る取得額	500万円以上	
情報サービス業等	5000万円超	機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る 新增設による取得額		

※割増償却を希望する場合、**税務申告前**に、設備投資の内容等が計画に適合しているとの確認を受ける必要があります。

### 【お問い合わせ先】

下市町役場 地域づくり推進課

電話番号 0747-52-0001(内線:252)

ホームページアドレス <http://www.town.shimoichi.lg.jp>